

自動車税課税免除承認申請書

令和 年 月 日

山形県 総合支庁長 殿

所有者又は使用者

住(居)所又は所在地

氏名又は名称及び

代表者氏名

電話

この申請について

応答する者の職氏名

下記のとおり自動車税の課税免除の承認を申請します。

自動車 の	登録番号	山形 庄内		
	車名及び型式	車名 型式		
	乗車定員及び最大積載量	人		キログラム
	主たる定置場の所在地 及び施設の名称	所在地 名称		
課税免除に該当すること なった日及びその理由		年 月 日		
摘要 (記入の必要はありません)	申請の種類	新規 ・ 増車 ・ 代替		
	代替申請の 場合の被代 替車	登録番号	非該当届書提出日	登録年月日
		Y・S	年 月 日	抹消・名変 年 月 日
		Y・S	年 月 日	抹消・名変 年 月 日
該当条項	県税条例第133条第 項第 号			

《自動車税課税免除申請書の提出にあたって》

1 課税免除の承認を受けようとする方は、申請書に課税免除に該当することを証する書類を添付して申請してください。

2 申請書の提出は、原則申請書の記載内容について説明のできる方が行ってください。
また、登録に伴う課税免除申請は、登録日前に、山形ナンバーは村山総合支庁課税課漆山駐在、庄内ナンバーは庄内総合支庁税務課押切駐在の事前審査を受けてください。

3 申請書に添付する書類等を例示すると次のとおりです。
同一年度内に既に課税免除申請を行っている場合、2回目以降は定款（前回申請時と異なる場合を除く。）、主務官庁の認可証の写し（前回申請時と課税免除に該当する事業が異なる場合を除く。）並びに施設等のパンフレット及び施設の平面図（異なる施設等の場合を除く。）の添付を省略できます。

また、自動車の登録時において車検証等により車体の形状や用途が確認できる場合は自動車の写真の添付を省略できます。

課税免除自動車の種類	定款又は寄付行為(登記簿謄本)	主務官庁の認可証の写し	事業計画書又は総会資料	路上教習車証明書の写し	承認申請自動車の写真	車検証の写し※	施設のパンフレット	改造自動車等審査結果通知書の写し	申立書	
									施設の平面図	
へき地巡回診療車	◎	○	×	×	◎	◎	×	×	×	×
教育練習用自動車	○	○ 個人の場合◎	×	大型貨物のみ◎	×	◎	◎	○	けん引◎	×
自動車教習用自動車	○	○ 個人の場合◎	×	大型貨物のみ◎	×	◎	◎	○	けん引◎	×
園児送迎専用自動車 ※ 保育所(園)については社会福祉事業として申請	◎	○ 個人の場合◎	×	×	○	◎	◎	○	○	×
交通安全確保の事業の用に供する自動車	◎ 個人の場合、会則代表者の選任記録	○	◎	×	○	◎	×	×	×	×
結核予防の事業の用に供する自動車	◎	○	×	×	○	◎	○	○	×	×
成人病(生活習慣病)予防の事業の用に供する自動車	◎	○	×	×	○	◎	○	○	×	×
犯罪の予防の事業の用に供する自動車	◎ 個人の場合、会則代表者の選任記録	○	◎	×	○	◎	×	×	×	×
こども家庭センターの事業の用に供する自動車	◎	○	◎	×	○	◎	×	×	×	×
社会福祉事業の用に供する自動車	○	◎ 届出のみの場合、受領証又は受領印付きの届出書の写し	◎ 届出保育施設等の場合補助金交付決定書◎	×	○	◎	◎	○	○	○

④ 「◎」は必ず添付すべきもの、「○」は場合により省略可能なもの、「×」は添付しなくてよいもの。

※ 『電子車検証』(A6サイズ、ICタグ付きの車検証)の写しと併せて、最新の『自動車検査証記録事項』(A4サイズの用紙)の写しを提出してください。

自動車税課税免除自動車の適正運行について

山形県

課税免除自動車については、下記事項を遵守のうえ、関係者にも周知徹底し、適正運行を行ってください。

なお、課税免除自動車について、必要に応じ実態調査を行っております。目的外使用等が判明した場合は、課税免除の取り消しを行います。

記

- 1 運行日誌を備え付け、運行状況を記録してください。
《記載事項》
「運行日時」、「運転者名」、「走行距離」、「使用の目的」、「搭乗者名」、その他必要な事項。
- 2 課税免除として承認された事業以外での目的外使用をしないでください。新たな事業等での使用が課税免除の要件に該当する場合は、新たに課税免除承認申請の手続きが必要です。
- 3 自動車税の課税免除の理由に該当しなくなった場合は、速やかに「自動車税の課税免除に該当しなくなった旨の届出書」を提出してください。
虚偽の申請その他不正の行為により、自動車税の課税免除を受けていた事実が判明した場合、あるいはさかのぼって課税免除の理由に該当しなくなっていた場合などについては、課税免除を取り消し、課税免除の理由に該当しなくなった日の属する月の翌月から自動車税がさかのぼって課税されますのでご注意ください。

※注意

下取り等で課税免除自動車の所有者の変更があった場合は、新所有者はその事由があった日から15日以内に移転登録の申請をし、翌月分からの自動車税を月割りで納めなければなりません。

ただし、自動車税の課税免除に該当しなくなった日以降速やかに移転登録が行われない場合は、自動車税の課税免除の承認を受けていた者が課税免除の理由に該当しなくなった月の翌月分からの自動車税を月割りで納めなければなりません。

また、業者等に抹消登録を依頼したが、抹消登録がなされない場合又は自動車検査証（車検証）の有効期間が満了した後、継続検査がなされない場合も、同様に自動車税を納めなければなりませんので注意してください。

- 4 登録上の所有者が代表者個人となっている場合で、代表者の変更があった場合は、速やかに移転登録申請を行い、「自動車税申告書（報告書）」を提出してください。
- 5 「課税免除承認申請書」に記載した施設等以外の施設等で使用することとなった場合は、「自動車税の課税免除に該当しなくなった旨の届出書」を提出し、変更登録申請を行ってください。
この場合、新たな施設等での使用が課税免除の要件に該当する場合は、新たな課税免除承認申請の手続きが必要です。

お問い合わせ先は、裏面をご覧ください。

自動車税課税免除申請窓口（お問い合わせ先）

申請時期	お住まいのご住所等	申請窓口 (お問い合わせ先)	住 所	電話番号	
自動車の 登録時	山形ナンバー	村山総合支庁 課税課 駐在	〒990-2161 山形市大字漆山字行段1422	023-686-5990	
	庄内ナンバー	庄内総合支庁 税務課 駐在	〒997-1321 三川町大字押切新田字歌枕 109-2	0235-66-4144	
随時	村山・ 県外	山形市、上山市、 天童市、山辺町、 中山町及び県外	村山総合支庁 課税課	〒990-2492 山形市鉄砲町2丁目19-68	023-621-8256
		寒河江市、河北町、 西川町、朝日町、 大江町	村山総合支庁 西村山税務室	〒991-8501 寒河江市大字西根字石川西 355	0237-86-8135
		村山市、東根市、 尾花沢市、大石田町	村山総合支庁 北村山税務室	〒995-0024 村山市楯岡笛田4丁目5-1	0237-47-8621
	最上	新庄市、金山町、 最上町、舟形町、 真室川町、大蔵村、 鮭川村、戸沢村	最上総合支庁 税務課	〒996-0002 新庄市金沢字大道上2034	0233-29-1229
	置賜	米沢市、南陽市、 高畠町、川西町	置賜総合支庁 税務課	〒992-0012 米沢市金池7丁目1-50	0238-26-6014
		長井市、小国町、 白鷹町、飯豊町	置賜総合支庁 西置賜税務室	〒993-8501 長井市高野町2丁目3-1	0238-88-8210
	庄内	鶴岡市、酒田市、 三川町、庄内町、 遊佐町	庄内総合支庁 税務課	〒997-1392 三川町大字横山字袖東19-1	0235-66-2116